

# 首都高速道路を経由した乗合バスの運行について

東武バスウエスト株式会社  
首都高速道路株式会社

## 1. はじめに

東武バスウエスト株式会社（本社：埼玉県さいたま市北区、社長：栗原夏樹。以下「東武バスウエスト(株)」）は、東武バスグループの一員として、さいたま市、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、和光市、朝霞市、志木市、新座市、ふじみ野市等の主に埼玉県南西部地域での乗合バス、高速バス等を運行しております。地域の公共交通機関を担うものとして安全・誠実な運行に努め、毎日8万人のお客様にご利用いただいております。

また、首都高速道路株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役会長兼社長：橋本 圭一郎。以下「首都高(株)」）は、首都圏の大動脈である首都高速道路の建設、維持、管理を行っており、首都圏のひと・まち・くらしを安全・円滑な首都高速道路ネットワークで結んでおります。

東武バスウエスト(株)では本年7月、首都高速道路を経由した乗合バスの運行を埼玉県内で開始いたしました。地域にお住まいの皆様への通勤・通学、買物など、日常生活を支える乗合バスが埼玉県内の首都高速道路を走行するのは初めてのことです。本稿ではこの乗合バスの概要と運行までの経緯をご紹介します。

さて、今回運行を開始した乗合バスは、JR 宇都宮線・高崎線・京浜東北線の「さいたま新都心駅」から埼玉県さいたま市見沼区にある東新井団地を結んでおります。

東新井団地のあるさいたま市見沼区周辺はいわゆる鉄道空白地帯であり、公共交通機関はもっぱらバスが主体となっております。朝夕のラッシュ時や雨天時等には一般道路が大変混雑しているため、東武バスウエスト(株)といたしましては鉄道駅までの所要時間の短縮を図る手段がないか模索しておりました。

一方、首都高(株)は端末部で交通量が比較的少ない高速埼玉新都心線の活用を模索しており、東武バスウエスト(株)へ同路線を利用した乗合バスの運行の可能性について提案いたしました。それを受けて東武バスウエスト(株)内で検討を開始したのが、今回の新規路線の運行開始に至ったきっかけです。

## 2. 運行の概要

ここで新規路線の運行の概要を改めて整理いたします。

### (1) 運行開始日

平成 22 年 7 月 26 日（月）



運行初日（7月26日）の始発バスです

## (2) 運行区間

「さいたま新都心駅東口～（高速埼玉新都心線）～東新井団地」の約4kmの区間です。

## (3) 所要時間

さいたま新都心駅東口から東新井団地まで13分です。一般道路経由に比べ、ラッシュ時で約10分短縮されます。

## (4) 運賃

210円（さいたま新都心駅東口～東新井団地）

※既存の一般道路経由路線の運賃と同額としております。

東新井団地からは「さいたま新都心駅」の他、「北浦和駅」へも同一の定期券で乗車できるサービスを実施しております。

## (5) 運行時間

(平日)	東新井団地 発	6:53 (始発) ~ 21:33 (終発)
	さいたま新都心駅東口 発	7:08 (始発) ~ 22:25 (終発)
(土日祝)	東新井団地 発	7:01 (始発) ~ 21:27 (終発)
	さいたま新都心駅東口 発	7:17 (始発) ~ 21:42 (終発)

## (6) 運行間隔

下表「時刻表」参照。時刻はそれぞれの停留所の出発時刻。

さいたま新都心駅東口～高速埼玉新都心線～東新井団地				
	さいたま新都心駅東口		東新井団地	
	平日(月～金)	土休日	平日(月～金)	土休日
5				
6			53	
7	08 40	17 47	25 56	01 32
8	12 35 53	18 48	16 38	03 33
9	59	51	36	36
10	59		44	32
11		46	29 49	
12	06	36		20
13	19	35	55	20
14	19	52	55	37
15	19		52	45
16	13	04	57	50
17	12 44	05 45	29 50	30
18	07 40	19 51	23 56	01 35
19	13 45	23 55	29	07 39
20	17 44	24	01 28 59	56
21	15 50	1142	33	27
22	25			

## (7) 停留所

停留所の数は6箇所です。起終点と同じで一般道路を経由する別系統の路線もあり、その路線の停留所は16箇所です（右図参照）。





### 3. 運行の効果

#### (1) 速達性の向上

「はじめに」において申し上げましたとおり、さいたま市見沼区周辺は一般道路が混雑する中、いかに安全・確実に乗合バスを運行するかが課題になっておりました。従って、今回の新規路線の運行開始による最も大きな効果は所要時間の短縮です。

さいたま新都心駅周辺は、イベントが多く催される「さいたまスーパーアリーナ」のほか、県内有数のビジネスエリアとなっているため、新規路線の運行開始により更なる速達性と利便性の向上が図られ、地域の皆様の利便性が大幅に向上しております。具体的には、従来、一般道路経由の路線ではラッシュ時の所要時間が24分であったものが、新規路線では約10分の短縮となる13分となっております。1分1秒が惜しい朝の時間帯では、実時間の短縮以上の効果をお客様に実感していただいております。

#### (2) 快適性の向上

速達性の向上等の現実的な効果の他にも、快適性の向上があげられます。首都高走行区間は信号がないため加減速が少なく、お客様には大変快適にご乗車いただいております。

さらに当該区間の首都高速道路が高架であることから、近代的なさいたま新都心の高層ビル群を背景に実り豊かな稲穂が揺れる「見沼たんぼ」のさわやかな風景を車窓から眺めることができます。（下の写真参照）。



首都高を走る乗合バスからの眺めです

#### (3) お客様の評価

御利用になられたお客様からは、「速くなって便利になった」、「所要時間が読めるようになった」という声や、首都高走行時に車窓の風景を見て上がる歓声など、速達性や快適性に関して高い評価をいただいております。また、ブログなどでも好意的に取り上げられております。

#### (4) 運行管理上の有益性

運行管理者といたしましては、片道の運行時間が13分であること、また、信号によるアクセルのオンオフが少ないことから、運行を担当する乗務員の疲労軽減の観点からも効果が高いと考えております。また、運行時間の短さから効率的なダイヤ編成ができることも利点としてあげられます。

なお、当該区間を走行するバスは、一般道で使用している既存車両を転用しております。道路運送車両の保安基準（昭26運輸省令67）第1条18号においては、「「高速道路等」とは、道路交通法第22条第1

項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。」とされております。本乗合バス走行区間である高速埼玉新都心線の制限速度は60km/h以下となっており、保安基準上は「高速道路等」に該当しません。よって、同基準第22条の3により「運転者席及びこれと並列の席」以外の座席に座席ベルトを設置する義務がないなど、一般道を走行する車両と同様の基準が適用されます。

## 4. 新規路線運行開始までの経過

ここで、今回運行開始した新規路線の企画・立案段階から実現までの過程を記録しておきます。

「はじめに」でも申し上げましたが、首都高(株)からの提案もあり、平成21年春頃から新規運行路線として、東武バスグループ全体で実施可能性の検討を開始いたしました。そして、平成22年3月に新規運行路線として運行を決定し、4月関東運輸局に新規路線の認可申請を行いました。なお、申請にあたっては、首都高速道路を乗合バスが運行できるのか等について、関東運輸局、埼玉県警、さいたま市都市交通課等の関係機関とも調整を重ねました。

その後は路線申請手続きと平行して東武バスウエスト(株)内においてダイヤ編成、首都高が通行止めとなった場合の迂回措置等の具体的運行計画の検討を行いました。

平成22年6月に関東運輸局から新規路線について認可をいただき、新規路線を利用する近隣のお客様への広報を開始(右写真参照)し、7月26日の運行開始に至っております。



## 5. おわりに

東武バスウエスト(株)といたしましては、今回の新規路線の運行開始によりお客様の利便性を大幅に向上できたと考えております。これによりバス会社としての社会的使命を果たせたのではないかと自負しております。弊社は地域の公共交通機関を担うものとして、今後とも地域の皆様に愛されるバス会社でありたいと願っております。

また、首都高(株)といたしても、お客様に首都高速道路の利便性を実感していただく機会の提供に、微力ながら貢献することができたのではないかと考えております。

最後になりましたが、運行開始に至るまでたいへんお世話になりました関東運輸局、埼玉県警、さいたま市に改めて御礼申し上げます。